時事新報は全國中紙面の最も廣き新聞紙なり

時事新報には毎號詳細なる商況物價の報告あ

時事新報

第三千七百四十三號
明治廿六年八月廿五日 金曜日
舊曆癸巳七月十四日（甲午）
日 出午前五時九分 入午後六時十七分
月 出午後五時二十七分 入午前二時二十三分
滿潮 午前三時五十三分 午後四時二十二分
（西曆一千八百九十三年）

時事新報定價

時事新報は毎號八面乃至十二面にして詳細なる商況物價の報告あり其代價遞送料は左の如し

一號 貳錢五厘○一ヶ月 前金五拾錢○三ヶ月 前金壹圓四拾五錢○六ヶ月 前金貳圓八拾五錢○一ヶ年 前金五圓六拾錢○月曜日休刊（此他大祭祝日年始年末等一切休刊セズ）

時事新報遞送料

一 日本國內並に朝鮮國京城、仁川、釜山、元山津 一ヶ月 金拾三錢
二 南亞米利加、中央亞米利加、米國若くは加奈陀を經て郵送する歐洲各國 一ヶ月 金六拾錢
三 北米合衆國、英領加奈陀、布哇諸嶋 一ヶ月 金三拾錢
四 香港を經て郵送する亞細亞諸港、太平洋諸嶋、濠洲 一ヶ月 金六拾五錢
五 露領浦潮斯德、淸國營港 一ヶ月 金三拾五錢

時事新報廣告料（前金）

一行五號活字廿四字詰	一日限	一日以上六日迄	七日以上
一行ニ付	十三錢	十一錢	十錢五厘

本社へ寄稿に付

東京府下を始め各府縣に通信社なるものありて是より各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を塡塞するより各社同一の記事を揭ぐること寡からず獨り時事新報社は社員並に通信員の多きを以て斯類の社に通信を依賴せずと雖も世間往々此事を知らずして通信社にさへ報道すれば本社にも其報道は達する事と信ずる方多きが如し爲めに行違ひを生じたる場合も寡からざれば本社に記事論說を寄稿せんとする方は直接に本社に向け發送あらんことを請ふ

時事新報社に達したる投書の原稿は凡て寄稿者に返戾せず又本社に保存せず

時事新報

鐵道敷設を妨ること勿れ

目下金融緩慢にして人みな投資の路なきに苦しむの折柄、大に鐵道工事を起し一は以て富豪に資本を活用するの機會を與へ一は以て內地の運輸交通を便にして實業の發達を謀る可しとは過日の時事新報にも詳論せし所なれども何故にや政府は鐵道擴張に對して頗る冷淡に構へ全國各地より陸續呈出する敷設請願の多きにも拘はらず容易に許可の命令を與へずして空しく今日の好機會を過ぎ去らしめんとするものゝ如し堪へ難き次第なりと云ふ可し或は當局者の考にては人民の願出に任せて容易に之を許可するときは他に競爭線ある地方、若しくは本來乘客貨物の見込み少なき地方に漫に鐵道を敷設し他日開業の上收入少なくして困難すること ある可しとて頻に新線路の增加を悅ばざるの情もある可しと雖も今日我國の鐵道哩數は僅に二千哩に足らず國の面積、人口の數に照して多きに過るが如き恐れは萬々ある可らざるのみか尙は此上に數千哩を敷設するの餘地は充分に存するものと云ふ可し然るを今より競爭の事を掛念して新工事を差控ふるが如きは俗に所謂取越苦勞にして我輩の更に感服せざる所なり且つ又後來鐵道に利益ある可きや否やを前以て斷定するは極めて六かしき事柄にして鐵道の未だ出來せざる中には運搬額甚だ少なき地方にても之を敷設して運輸交通を便利にするときは是れが爲めに乘客貨物の數量俄に增加して會社に豫想外の利益を與ふることは決して珍しからぬ事例なり新に鐵道敷設を企る者は凡そ此邊の事情を取調べ是れを考へ其れを諮詢し愈々利益の見込ありと決斷して然る後に始めて政府に出願するものなれば假令ひ當局官吏の意見にて出願者の見込通り利益なかる可しと鑑定したればとて單に其故を以て願意を聽屆けざるが如きは不當の干涉餘計の深切と云はざるを得ず若しも當局者に左程の深切あるならば何故に今一歩を進めて今日既設鐵道の株を法外の高價に買入るゝ人々に向て制止を加へざるや目下鐵道株の中には辛ふじて僅に三四分の配當を爲し得るのみにして其市價は遙に額面以上に在るもの多し此類の株を買ふ者は何れも後來配當の增加せんことを見込んで之を購入する者ならんなれども事の實際に於て諸株盡く前途に望あるものゝみに非ざるは勿論なれば今日大金を投じて高價なる鐵道株を買求めたるが爲めに後日非常の損失を蒙る者は必ず少なからざる可し政府が若しも後來利益の見込なき鐵道の敷設を許可せずと云ふならば同樣の理論にて配當金に割合はして法外に高價なる既設鐵道株を買ふことをも制止す可き筈なり如何となれば人民の身に取りては新設鐵道に錢を投じて之を失ふも既設鐵道に投じて失ふも其結果に於て更に異なる所なければなり左れば政府に眞實の深切ありて實際に行はる可きことならば株券の賣買にも干涉して然る可きなれども是れは實業社會の事にして自然の成行に任ずるの外なきが故に捨置くことならん然らば則ち新線路の敷設も等しく實業社會の事なれば之に干涉せんとするも其口實はなかる可し然かのみならず近來鐵道株の非常に騰貴したるも其原因を糺せば政府が私設鐵道の敷設を許可するに吝にして爲めに資本家をして資本を卸すの處なきに苦しましむるの一事亦た與りて力ありと云ふ夫れ或は然らん之を要するに商賣工業の事は都て自然に放棄して成る丈け他より干涉せざること得策なれ利害損得は唯當業者の自業自得に一任す可きのみ士族流の政府が經濟の議論に巧にして實際の實を解せず却て實業社會の秩序を攪亂して國家の不利を釀すの傾あるは我輩の取らざる所なり

官報

○內務省告示第四十二號

一宇喜余之友 一册
愛知縣名古屋市南小川町一番戶 吉川孫三郎發行

右出版物ハ風俗ヲ壞亂スルモノト認ムルヲ以テ其發賣頒布ヲ禁止ス

明治二十六年八月二十四日
內務大臣伯爵井上馨

雜報

○東京株式取引所定款委員會　過日來農商務省に於て開會中なりし各取引所定款協議會も略ぼ結了したるを以て東京株式取引所定款査定委員九名は右協議會の決議を審査する爲め一昨日午前九時より築地瓢屋に會合せり今其の模樣を記さんに大江頭取は先づ今回協議會の決議に依り曩に東京株式取引所に於て起草したる新定款中修正を加へたる點を一々報告し引續き議事に引移りしが新定款には資本金を四十萬圓とせしに農商務省にては其增株の拂込期限を指定すべしとの事なりしも取引所は保險事業と均しく何時其資金を要するや計り難きを以て豫め其時日を指定する事甚だ困難なるに依り實際の必要額即ち卅萬圓に減ずる事に決せり尤も十萬圓丈は當年下半期の積立金を以て之に充つる筈なり次に過日來の一問題たる信用貸金の件は若宮商工局長の意見に贊成するもの一人もなく委員擧て反對を表せり依て同所起草の原案に復する事に決せり而して資本金減額の如き事件は單に字句の修正と違ひ委員會のみにて決定し得べきものに非ざるを以て來月一日を期して更に臨時株主總會を開き査定委員に於て議決せる條項に付き株主總會の承諾を經て農商務省に新定款の認可を出願する事に決し散會せり

○白耳義の萬國博覽會　白耳義帝の保護の下に在る此博覽會は千八百九十四年五月五日アントワープ市に於て開會の式を擧げられ六箇月の間、開かれ居る可く陳列品は工業、理學及び美術に拘る品々を含む可し又白耳義國、殖民及び亞非利加の諸博覽會の開かるゝ筈にて是には特別の注意を與へらるゝなりとぞ博覽會諸建物の場所は同市の新開地、シエルト河の近傍にして凡そ七十五エーカルス（一エーカルは我四段餘）を掩ふ可しと云ふ

○廣嶋愛媛兩縣下の水産　水産事業の改良擴張に熱心なる某氏が過般避暑旅行旁々海産事業取調の爲め廣嶋愛媛の兩縣下を漫遊し現時紛議の未だ解けざる燧灘漁場事件より兩縣下に於ける水産事業の實況を視察せし其の結果の大要なりと云ふを聞くに廣嶋縣の水産業に從事する總人口は九萬九千九百餘人にして其使用する漁船九千二百九十餘艘の多に達し漁網亦八千八百五十餘帖あり而して其獲る所年々百三十五萬四千五百餘圓の巨額に上れり此他管外へ出稼するもの凡そ九千三十餘人にして漁船亦二千二百餘艘に下らず而して其出漁する所近きは中國四國九州の沿海より遠きは對馬海朝鮮海に於て漁撈する事古來の慣例なり現況既に斯くの如くなるを以て今日の漁船漁具及び漁法に改良を加へ且つ少しく漁夫の訓練を積まば廣嶋一縣下に於て年々二百萬圓以上の漁獲あるに至るは明白の事實にして目下の急務たる遠洋漁業を興すことの如きも亦敢て難事に非ざるべしと又愛媛縣下に於て水産事業に從事するもの總數五萬六百餘人にして八千餘帖の漁網を使用し一歲獲る所の收入總額九十三萬七千四百餘圓に及び其水産製品中鰯、乾鰕等の類は專ら支那に輸出するものにして其需用甚だ多ければ同縣水産業の將來亦多望なりと云へり

○中國四國沿海の海賊　近頃中國四國の沿海に海賊强盜の出沒するありて時に旅客を惱まし漁船の收獲物等を掠め去る事ある由にて動もすれば其罪跡を掩

はんが爲めに
客月十六日明
賊の爲めに所
縣小豆郡淵崎
湊より同縣兒
れたる由にて
らざれば其筋
云へり

○日本茶の
には是迄不正
需用者も亦最
茶の聲價は今
を排斥するに
起すに至れり
々改良の實を
カゴ博覽會に
極上等の茶を
昌を來し且つ
味を解したる
張するの點に

○喫茶店の
に於ける喫茶
せし景物は既
事務所に照會
着町開化亭に
や否やを取極
を送附するに
ず而して博覽
其送附を見合
の評議に一決
收支計算上一
く繁昌を極め

○出穀繭の
況は一般元高
各地方の紡績
るより一時き
きの取引中絕
商店より出勢
たり尤も相場
にて取引と五
合なりと云ふ

○內國品博
所柄だけに擱
では縱覽人も
かりと爲り且
る寂寥と爲り
へを爲さんと

○彫刻競技
野公園櫻ヶ岡
體の爲め第
種彫刻品蠟
販蒔繪等を

○行幸を仰
野公園日本美
を開設するに
場中天皇皇后